

件名	愛媛県高等学校等修学支援基金条例の一部を改正する条例
主管課	教育総務課教職員厚生室
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>国の平成 23 年度第 3 次補正予算により、高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金及び被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金により行う事業の実施期限が延長されたことに伴い、基金の設置期間を延長するための改正。</p> <p>附則第 2 項の改正 (改正前) (改正後) <u>平成 24 年 3 月 31 日</u> <u>平成 27 年 3 月 31 日</u></p>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p> <p>基金事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金 <ol style="list-style-type: none"> 1 事業実施主体 県 2 事業実施期間 平成 21 年度～26 年度（3 年間延長） 3 事業内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 私立の高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒に対する授業料減免措置に係る補助事業 (2) 高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程を含む。）の生徒に係る奨学金事業 ・被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金 <ol style="list-style-type: none"> 1 事業実施主体 県・市町 2 事業実施期間 平成 23 年度～26 年度（3 年間延長） 3 事業内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被災幼児就園支援事業（市町） (2) 被災児童生徒就学援助事業（県・市町） (3) 奨学金事業（県） (4) 私立学校授業料等減免事業（県・市町） (5) 被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業（県） (6) 専修学校・各種学校授業料等減免事業（県） 	